

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を懲役六年に処する。  
原審における未決勾留日数中二〇〇日を右刑に算入する。  
当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、大阪地方検察庁検察官検事村上流光作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、被告人及び弁護人松本健男各作成の答弁書、被告人作成の同追補記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意中、事実誤認ないし法令の解釈適用の誤りについて論旨は要するに、原判決が本件公訴事実中のA1警部ほか一七名の警察官に対する公務執行妨害のうち、A1警部を含む一〇名の警察官について、「鉄パイプ爆弾が投てきされたときには当直警察官のうちA1、A2、A3、A4、A5、A6及びA7の七名はそれぞれ仮眠中であり、A8及びA9の二人はそれぞれ休憩待機（同僚と雑談）中であり、A10は、電話勤務を離れ休憩室へ行く途中であつたことから、いずれも本件発生当時刑法九五条一項にいう具体的、個別的に特定された職務の執行に従事していなかつたことは明らかである」としてその成立を否定したことは、事実の誤認、ひいては法令の解釈適用を誤つたものであり、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

そして、その理由とするところは要するに、被告人らが本件鉄パイプ爆弾を投てきした際における公務執行妨害の成立が否定されたA1警部ら一〇名の警察官の外形的行動に関する原判決の事実認定にはおおむね誤りはないのであるが、同警察官らはいずれも警察における交代制当直勤務の一環として行動していたものであるから、これら警察官の職務行為については、その個々の所為を表面的に外観するだけでなく、交代制当直勤務の目的、機能を勘案して本質的な考察を加える必要があ

る。しかるに、原判決は警察における交代制当直勤務においては「起番」も「休憩」も等しく当直勤務であり、「起番」中の者と「休憩」中の者とが全員一体となつて当直勤務に従事しているという交代制当直勤務の本質を看過するとともに当直勤務者の「仮眠」や「休憩」などの所為を通俗的な言葉の意味に解する捉え方をしたため、「休憩」はその間当該職員を当直勤務から解放するものと同視したのみならず、刑法九五条一項にいう「職務ヲ執行スルニ当リ」の解釈につき、従来判例の見解とは異なり不当に狭く限定的に解した結果、A1警部ら一〇名の警察官らに対する公務執行妨害罪の成立を否定するに至つたものであるというのである。

そこで、記録を精査し当審における事実取調の結果をも併せ検討すると、原判決挙示の各証拠及び当審における事実取調の結果によれば、次の事実が認められる。

すなわち、昭和四四年一月一三日大阪市a区b公園付近におけるB首相訪米阻止闘争で大阪府寝屋川警察署員に検挙されたC大学学生Dが翌朝死亡したことから、同署では過激派学生らによる報復襲撃が予想されたため、これに備えて庁舎の警備及び緊急事態発生の際における警察事務を処理すべく警戒体制を強化することとなり、同月一六日（日曜）の当直勤務員九名（当直管理責任者一名、一般当直員五名、特別当直員三名）のほかに大阪府外勤警察運営規程二条に基づき庁舎内外の警備を特別任務とする庁舎警戒員として当務外勤勤務員（以下当務員と略称することがある）のうちからパトカー勤務員三名を含む七名を指名追加したほかに警ら幹部二名も当務員として在署させた。大阪府警察処務規程五六条一項による当直管理責任者はA1警部であつた。これを補佐し、故障あるときその職務を代行する同条四項による一般当直員から当てられる当直管理副責任者は指定されていたが、それが誰であつたか、記録が廃棄され、かつ、関係人に記憶がないので不明である。

右警察官らの職務内容は、当直管理責任者は当直勤務員に対する指揮監督、必要あるときの当務員の指揮等に、警ら幹部は当務員の直接的指揮監督のためのパトカーリモコン操作や書類整理等に、一般当直員は公かい、通信勤務等に、特別当直員は捜査、交通事故整理等に、パトカー勤務員はパトカー乗務中特に庁舎周辺の警戒等に、その他の庁舎警戒員は庁舎内外の警戒に従事し、緊急事態発生の際には当直管理責任者の指揮のもとに当直員、当務員全員緊急事態に対応する捜査等の警察活動に従事するものである。

当直勤務員の勤務時間は一六日午前九時一五分から翌一七日午前九時一五分まで、当務員の勤務時間は一六日午前九時一五分から翌一七日午前八時までであつた

が、当務員のうち庁舎警戒員に指名された七名は庁舎警戒員として一六日午後七時から一七日午前八時までの勤務であり、当直管理責任者を除く当直勤務員八名の勤務方法については、大阪府警察処務規程五七条二項に「起番及び休憩とす」と定められ、さらに大阪府寝屋川警察署処務細則三一条三号に「休憩は指定された休憩室ですること」と定められているところ、一般当直員五名については、当日の指定された勤務時間割に従い三班に分かれて二時間ないし三時間勤務すれば三時間ないし六時間休憩するという交代制勤務で、深夜休憩時間に当つていない者はほとんど当直室で寝具を敷いて仮眠するのが実情であり、特別勤務員三名については捜査、交通事故処理という職務の性質上勤務時間割の定めはないが、実際には職務の繁簡に応じて適宜休憩することが認められており、庁舎警戒員のうちパトカー乗務員を除く四名の勤務方法については、当直管理責任者A1警部が指定した時間割に従つて二時間ないし三時間勤務すれば、二時間ないし三時間休憩するという交代制勤務であり、また、当直管理責任者については、統括責任者である職務の性質上休憩の定めはないが、当直管理副責任者もいる関係から実際には職務の繁簡に応じて適宜休憩することが認められており、パトカー乗務員三名及び警ら幹部二名については、大阪府外勤警察官勤務規程に基づき寝屋川警察署長の定めた勤務例（パトカー乗務員については勤務と休憩を交互に組合わせたもの）に従つて勤務し、休憩は大阪府外勤警察官勤務規程一八条によつて指定された勤務拠点で行うことになつていたのである。

そして、原判決が公務執行妨害の成立を否定したA1警部ほか九名の警察官の一七日午前零時一〇分過ぎごろ被告人らによつて本件鉄パイプ爆弾が投てきされた際における勤務状態は次のとおりである。

(一) 当直管理責任者警部A1は、一七日午前零時前ごろまで一階の公かい受付付近で部下の指揮、監督の任に当つていたが、午前零時から緊急事態発生のないかぎり朝まで就床しようという前提のもとに（記録三六三丁参照）適宜仮眠するため同署三階当直室において寝具に入つて休憩し

(二) 一般当直員巡查部長A9は、公かい勤務のほか交通事故係の責任者で、一六日午後八時から一二時まで休憩時間、一七日午前零時から三時まで勤務時間であつたところ、一六日午後一時ごろから二階交通事故係室において特別当直員である巡查A11、同A12とともに管内で発生した物損交通事故の届出のあつた被害者から事情聴取し、翌一七日午前零時五分ごろ被害者らが帰つた後は、右事故の届出を受理簿に登載するかどうかにつき部下巡查らと討議した末、A11巡查に登載を命じた直後であり、

(三) 一般当直員巡查部長A6は、公かい勤務で、一六日午後八時から午後一〇時までの公かい勤務を終えた後一七日午前三時まで休憩時間であつたので、午後一時一五分ごろから三階当直室において寝具に入つて仮眠し、

(四) 一般当直員巡查A7は、通信、公かい勤務で、一六日午後八時から午後一〇時まで通信、公かい勤務についた後、一七日午前三時まで休憩時間であつたので、一六日午後一時五〇分ごろから、右当直室において寝具に入つて休憩し、

(五) 一般当直員巡查A10は通信勤務で、一六日午後一〇時から翌日午前零時まで通信勤務に従事していたが、以後午前六時まで休憩時間であつたので、休憩するため午前零時五分ごろいつたん三階当直室まで上つたが、さらに二階当直室に行こうとしたところであり、

(六) 特別当直員巡查A8は捜査係の専従であるが、一六日午後八時ごろから捜査事案を処理するなどして翌日午前零時ごろから一階パトカー待機室に入り書類整理中のA13巡查に盗犯検挙の指導をしながら待機し、

(七) 当務員巡查A2及び

(八) 同巡查A3はともに庁舎警戒勤務で、一六日午後九時から二時までの公かい勤務を終えた後、一七日午前二時まで休憩時間であつたので、A2巡查は午後一時二〇分ごろから、A3巡查は午後一時三〇分ごろからいずれも三階当直室において寝具に入つて仮眠し、

(九) 当直員巡查A5及び(一〇)同巡查A4はともにパトカー乗務勤務で、一六日午後一時までパトカー乗務に従事し、以後休憩時間に入つたので、A5巡查は事務引継の後、午後一時三〇分ごろから、A4巡查は書類整理の後、午後一時四〇分ごろから、いずれも一階当直室において寝具に入つて仮眠していたものである。

右のとおり、被告人らが鉄パイプ爆弾を投てきした時、右(三)A6巡查部長

(四)A7(五)A10(七)A2(八)A3(九)A5(一〇)A4巡查は休憩

時間に当っており、(一) A1警部は適宜休憩時間に当てていたものであるが、(二) A9巡査部長(六) A8巡査は勤務時間中であつたものである。

ところで、刑法九五条一項にいう「職務ヲ執行スルニ当リ」とは、公務員の勤務中の行為がすべて右職務執行に該当するものと解すべきでなく、具体的・個別的に特定された職務の執行を開始してからこれを終了するまでの時間的範囲及びまさに当該職務の執行を開始しようとしている場合のように当該職務の執行と時間的に接着しこれを切り離しえない一体的関係にあるとみることができ、範囲内の職務行為をいうと解すべきであり(最高裁昭和四五年一月二二日第三小法廷判決・別集二四卷一三三頁参照)、ただ同項にいう職務には、ひろく公務員が取り扱う各種各様の事務のすべてが含まれるものであるから、職務の性質によつては、その内容、職務執行の過程を個別的に分断して部分的にそれぞれの開始、終了を論ずることが不自然かつ不可能であつて、ある程度継続した一連の職務として把握することが相当と考えられるものがある(最高裁昭和五三年六月二九日第一小法廷判決・判例時報八八九号一七頁参照)。

これを本件についてみるに、被告人が共犯者Eとともに鉄パイプ爆弾を投てきした時には、前記のとおり、A1警部、A6巡査部長、A7、A10、A2、A3、A5、A4巡査の八名の警察官はいずれも、休憩時間に当つていたか、または適宜休憩時間に当てていたのであり、かつ、現実に当直室で仮眠等して休憩し、あるいは勤務を終え休憩するため当直室に赴く途中であつたものであるから、具体的・個別的に特定された職務の執行に従事していたということとはできない。もつとも所論が警察における交代制当直勤務の特殊性を強調し、「休憩」という語句を通俗的な意味に解すべきでないというように、これら八名の警察官は、仮眠等して休憩中とすいえども、当直または当務の職務として緊急事態が発生すればその処理等に即応すべき任務を課せられており現に本件鉄パイプ爆弾の爆発を知るや、最終の第五回目の爆発までに仮眠中の警察官さえも庁舎玄関前路上などに飛び出すなどして犯人の捜査等に従事していることは所論のとおりであつて、右警察官らの休憩がその間当該警察官を全面的に当直勤務または当務から解放する性質のものでないが、本件のように、右警察官らが本来の勤務場所から離れ、当直室において二時間ないし六時間の長時間仮眠等して休憩を自由にしようする状況において、前記のように現実に、仮眠等して休憩し、あるいは休憩をとるため当直室へ行く途中である場合には、所論の警察における交代制当直勤務の特殊性を考慮に入れてみても、最早客観的に観察して職務に従事しているとみるのは不自然であり既に職務を中断する意思をもつてその間その職務の執行から離脱したものとみるのが相当である。

所論は、当直勤務や休日勤務は労働基準法四一条三号にいう監視又は断続的労働であるところから、同法施行規則二三条、三四条並びに地方公務員法五八条三項、四項の規定に基づき大阪府人事委員会の許可を受けることにより当直員の労働時間や休憩時間などに関する労働基準法の適用が除外されていると指摘するが、右規定のうち右施行規則三四条は宿直を本業とする者についてだけ適用される規定であるから、本件当直員についてはこれを除外すれば所論のとおりである。

しかしながら、右人事委員会の許可条件として宿直者は数分担にわけ、それぞれ宿直勤務時間中の指定時間(おおむね四時間あて)勤務すること、宿直室に就寝設備を設けることと定められていること、本件当直員は右宿直員にあたるころ、右許可条件に沿い本件当日も起番と休憩の時間の割り振りなど勤務の方法が前述のとおり具体的に指定されていたこと、当日上司から休憩を禁じられていなかつたこと(休憩が与えられなかつた事例として大阪高等裁判所昭和五一年七月一四日判決、刑裁月報八卷六、七、八号三三二頁参照)などにかんがみると、右休憩は前述の緊急事態発生時の責務の特殊性があるとはいえ、原則的には労働基準法における警察官の休憩(労働基準法三四条のうち同法施行規則三一条、三三条一項一号により同条二項、三項の適用を除外したもの)とその拘束面において甚だしい懸隔は存しないから、本件当直員の休憩自体を兵法にいう戦略、戦術として起番と一体となつた公務執行妨害罪の対象となるべき公務遂行の態様とみる所論は到底採りえない。

また当務外勤務員については労働基準法三四条一項、大阪府外勤警察官勤務規程、前記地方公務員法等に基づき前記警察署長において前述のとおり本件当日の具体的な勤務と休憩の時間の割り振りなど勤務の方法に関する勤務例を定めたものであつて、右休憩は前記労働基準法に基づくものであるから、休憩時間中緊急事態の発生によつて現実に公務にあつた場合は格別、休憩自体をもつて直ちに交代制勤務による公務遂行の態様とみることはできない。

結局、右警察官らは刑法九五条一項によつて保護されるべき職務を執行する状態

になかったものと認めるのが相当である。したがって右警察官八名については公務執行妨害罪は成立しない。この部分に関する論旨は理由がない。しかし、(二)のA9巡査部長は、公かい勤務のほか交通事故係の責任者としての職務に従事していたところ、一六日午後八時から翌一七日午前零時までの間に、それが過ぎると午前三時まで起番であつたが、前認定のよう午後一時過ぎごろから翌一七日午前零時五分ごろまで二階の通事故係の部屋で届出のあつた物損交通事故の被害者から事情聴取した後、その事務処理を部下の巡査と検討するなどのしらえ、部下に指示した直後に、また(六)のA8巡査は、捜査事案を処理するなごらてから、一階パトカー待機室で後輩の三嶋巡査に対し、盗犯検挙の指導をしなごら待機していた際に本件鉄パイプ爆弾が投てきされたのであるから、右はいずれも公公務執行中であつたと認められ、したがって右二名については、公務執行妨害罪が成立する。右A9巡査部長は物損事故の関係者から事情聴取を完了した後、雑談していたにすぎず、またA8巡査は公かい勤務後休憩のため一階パトカー待機室で雑談していたにすぎないので、具体的・個別的に特定された職務の執行に従事していなかつたから公務執行妨害罪が成立しないと判断した原判決には事実誤認ないし法令の解釈適用の誤りがあるというほかない。この部分に関する論旨は理由がある。さらに、職権をもつて検討するに、本件公務執行妨害罪の訴因は、「寝屋川警察署員に検挙されたC大学生Dが死亡したことに對する復しゅう抗議のため、Eと共謀のうえ、鉄パイプ爆弾一五本(三本くくり五束)を、寝屋川警察署庁舎正面玄関前及び南側通用門内などに投げつけて爆発させ、おりから在署当直勤務中の警部A1ほか一七名の警察官の職務の執行を妨害したものである」というのであるとこころ、原判決はこれに沿う認定をしなごら、投てきの結果である爆発による公務執行の阻害は公務執行妨害罪の定型性を帯びえないとしているので、その当否を検討する。

〈要旨〉案ずるに、投てき等による衝撃により爆発する機能を有する鉄パイプ爆弾を投てきし、これを爆発させるこく要旨とを手段方法として公務の執行を妨害する行為は、その爆発に伴う威力を利用する形態の有形力の行使であるから、これが爆発した場合においては、鉄パイプ爆弾の投てきという犯人の身体的動作の完了をもつて刑法九五条一項の暴行が直ちに終了するとみるのは相当でなく、投てきした右爆弾が爆発した段階をも含めた全過程をもつて公務執行妨害罪における一個の暴行にあたりと解するのが相当である。

本件にあつては原判決のとおり、被告人において鉄パイプ爆弾二束を、Eにおいて三束をそれぞれ投てきして爆発させたのであるから、これら一連の投てき及び爆発を一個の暴行とみるべきである。

次に、後述認定の証拠によると、A1警部、A6巡査部長、A10、A7、A2、A3、A5、A4巡査の八名の警察官は被告人らが鉄パイプ爆弾を投てきした際には、前認定のとおり公務執行中ではなかつたけれども爆弾の爆発音や警報ブザーなどで寝屋川警察署が爆弾で襲撃されたと知つて飛び起き、これに對応する緊急任務につくため右投てき当時公務の執行中の警察官らとともに、犯人の捜査、逮捕、証拠収集、庁舎内外の検索、被害者の有無確認、その救助等の捜査活動等をすため急速行動を開始し、遅くとも最後の第五回目の爆発時までは、右警察官全員が同署玄関前路上などに飛び出すなどして既に捜査活動等に着手しこれに従事していることが認められ、右事実によれば、右八名の警察官らは捜査活動等をすため行動を開始した時から公務の執行に従事したものであることは明らかである。ところで、被告人らが投てきした爆弾の第一回目の爆発から第五回目の爆発までの所要時間は一七日午前零時一三分ごろから一七分ごろまでの約四分間であるとこころ、第一回目の爆発から第四回目の爆発までの時間は短かつたが、第四回目の爆発から第五回目の爆発までに二、三分の時間が経っており、しかも、大阪府警察科学捜査研究所技術吏員F、同G共同作成の昭和四五年七月二七日付鑑定書(謄本)によれば、本件鉄パイプ爆弾と同一構造のものを製造し、三本束にして爆発実験を三回実施したところ、衝撃により秒単位の短時間で爆発(うち二回とも鉄パイプ各一本が完爆しなかつた)したことが認められるけれども、前記のように、鉄パイプ爆弾を五回投てきしたうち一回分の爆発時期が他のものより二、三分遅延したとしても、その程度では、被告人らの主観において意外であつたということもなく、かつ、客観的にも既発のものにあわせ、これら一連の投てき及び爆発を全体的に観察して同一機会における一個の暴行とみるのが自然的観察に合致するといべく、右八名の警察官らが捜査等をすため飛び起きて行動を開始した後においてもこれに對する暴行が最終の爆発まで継続していると認めるのが相当である。したがって

被告人らは鉄パイプ爆弾投てきの際公務を執行していた警察官らに対してのみならず、右投てきによる爆発に伴い前記のように緊急措置としての捜査活動等をするため行動を開始した前記警察官八名に対しても暴行を加えて公務の執行を妨害したものであるのに、これらにつき公務執行妨害罪の成立を否定した原判決は、同条の解釈を誤り、ひいて事実の誤認をした違法がある。

以上に指摘した原判決中の公務執行妨害の所為に関する誤りは一所為数法中の一部に関するものであるが、判決に影響を及ぼすことが明らかである。原判決は破棄を免れない。

よつて、量刑不当の主張に対する判断をまつまでもなく刑事訴訟法三九七条一項、三八二条、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従いさらに判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和四一年四月H大学I部J科に入学した着であるが、同大学においても同四三年暮から同四四年にかけて学園紛争が起り、被告人も昭和四四年春ころからH大学K系の学生と行動を共にするようになり、同年一〇月初旬ごろからは親元を離れH大学Kの救援対策連絡場所である大阪市内cのL食堂などに寝泊りするようになった。

同年一一月一三日大阪市a区のb公園においていわゆるB首相訪米阻止の集会及びデモが行われ、その際の学生デモ隊と機動隊との衝突でC大学の学生Dが死亡するといふ事件が発生したが、被告人は右Dは検挙した寝屋川警察署の警察官により虐待されたものであると確信し、警察に対しこの事件の報復をしなければならぬとひそかに考えていたところ、たまたま同月一五日夜、大阪府豊中市d町e丁目f番g号所在のhハウスi階j号室にEを訪ね、右事件について同人と話し合ううちその報復抗議のため、かねて同人がM大学N学舎O部P研究室において製造し右Aパートに隠匿所持していた爆弾を使用して寝屋川警察署を襲撃しようといふことに話がきまり、ここに同人と間に寝屋川警察署襲撃の共謀が成立した。翌一六日昼前ごろ、被告人は同人を同乗させニツサンサニ一ライトバンを運転して途中購入した寝屋川市の地図をたよりに寝屋川警察署付近に赴き、同署周辺の状況などを踏査したうへ、同日夕刻いつたん同人方に戻り、襲撃の際の自動車を止める位置、爆弾を投げる場所、逃走経路などについて同人と綿密に打合せをした後、同人と協力して、前記のように、かねて同人が同人方押入れに隠匿保管していた長さ約三〇センチメートル、直径約一・九センチメートルの、ビニールでコーティングされた鋼管内に塩素酸カリとピクリン酸とを混合した火薬及び濃硫酸入りの試験管を装填し、投てき等による衝撃で試験管が破裂すれば爆発するいわゆる鉄パイプ爆弾(以下、「鉄パイプ爆弾」と略称する。)一五本を完成させ、三本を一束にして五束とし、さらに襲撃する趣旨を明らかにするため同人とともに野紙の裏にマジックインキで「君のした事は君自身の首をしめる事、彼を殺したのは帝国主義者といふ支配者、目覚よ、そして君も支配されている一個の人民でしかないことを知れ!」「虐殺、抗議赤軍」「血の復讐赤軍」などと書いたビラ七枚を作成した。同日午後一〇時三分ごろ、前記鉄パイプ爆弾を段ボール箱に入れ、爆弾の間に脱脂綿などをつめて衝撃で爆発しないようにしたうへ、これをEが持ち、被告人の運転する前記自動車を出発し、翌一七日午前零時過ぎごろ被告人らは寝屋川警察署裏側にあたる寝屋川市k町l番m号のQ方前付近の路上に自動車を止めて降車したうへ、被告人は二束、Eは三束の前記鉄パイプ爆弾を持ち、右Q方と同町n番o号のR方の間の排水溝を通つて同町p番q号のS住宅の敷地内に進入し、同町二六番二六号所在の寝屋川警察署に南接する同住宅広場北東角に至り、同所に前記ビラ七枚をまいた後、治安を妨げ人の身体、財産を害せんとする目的をもつて、同日午前零時一〇分過ぎごろ、寝屋川警察署長警視A14が管理し、現に人の住居に使用し、かつ、寝屋川警察署警部A1ほか一七名の警察官が現在していた右寝屋川警察署庁舎正面玄関前及び南側通行門内などに向けて右鉄パイプ爆弾五束一五本のうち被告人において二束(六本)、Eにおいて三束(九本)をそれぞれ投げ付け、もつて爆発物を使用し、これを順次爆発させて現に人の住居に使用し、かつ、人の現在する同署庁舎一階玄関及び三階のガラス壁及びガラス窓合計五枚を破壊して建造物の一部を損壊するとともに、右暴行によりA1ほか一七名の警察官の別紙一覧表(一)(二)記載の各職務の執行を妨害し、さらにA9ほか六名の者に対し、破裂した鉄片を突刺させるなどし別紙一覧表(三)記載のとおり各傷害を負わせたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為中爆発物を使用した点は刑法六〇条、爆発物取締罰則一条に、右爆発物を破裂させて現住建造物の一部を損壊した点は刑法六〇条、一一七条一項前段、一〇八条に、一八名の警察官の公務の執行を妨害した点はいずれも同法六〇条、九五条一項に、七名の者に傷害を負わせた点はいずれも同法六〇条、二〇四一条、罰金等臨時措置法三条一項一号（刑法六条、一〇条により昭和四七年法律第六一号による改正前のもの）に該当するが、右は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから、爆発物取締罰則一二条、刑法五四条一項前段、一〇条により以上を一罪として最も重い爆発物取締罰則違反の罪の刑に從い、所定刑中有期懲役刑を選択し、なお犯情を考慮し、刑法六六条、七一条、六八条三号により酌量減輕した刑期の範囲内で後記諸事情を考慮して被告人を懲役六年に処することとし、同法二一条により原審における未決勾留日数中二〇〇日を右刑に算入し、当審における訴訟費用は刑事訴訟法一八一条一項本文により全部被告人に負担させることとする。

（量刑事由）

本件は、B首相訪米阻止闘争で寢屋川警察署員に検挙されたC大学学生Dが死亡した事件に対する復しゅう抗議のため、かなり強力な鉄パイプ爆弾一五本を多数の警察官が勤務する警察署庁舎正門等に投てき爆発させて六名の警察官及び取材中の記者一名に対し傷害を負わせ、同署庁舎のガラス壁及びガラス窓を破壊し、かつ、周辺住民に強い恐怖感を与えた凶悪な犯行であり、しかも、約六年半の逃亡生活中、雑誌等に自己の犯行を正当化する文章を投稿し、警察に対する挑動的言動をくり返していたことなどに徴すると被告人の責任は重大で、一般予防の見地からその罪責は厳しく追及されるべきものである。

しかしながら、被告人は右E方を訪れて話し込むうち、同人と意気投合し、Eが在籍するM大学N学舎の封鎖占拠中にO部の研究室から持ち出した爆弾材料を用いて本件鉄パイプ爆弾一五本を製造して寢屋川警察署襲撃の計画を提案するや、これには同調し、追隨的行動に出たものであつて、本件の主謀者はEであること、被告人はいわゆる過激派集団に属していなかつたものであり、たまたまE方を訪れたことかから本件に発展して行つたものであること、被告人は約六年半の逃亡生活において自業自得であるとはいえ、肉親らと一切連絡を断ち、捜査当局の追及から逃がれるため仮名を用い、職業や住居を転々とかえ、日々を送つていたものであり、やがて逃亡生活を嫌悪するにいたり、いさぎよく法律上の処罰を受けたうえ実家に戻つて一般市民の生活を送りたいとの念願から相模原警察署に出頭し、逮捕勾留後も自己の犯行につき一切を自白していること、早く服役して社会復帰し、心配をかけた両親に孝養を尽したいと表明していること、保釈後土木作業に従事して得た金員を貯え、原判決後自発的に負傷した六名の警察官に対し慰藉料等の半額に利息を加算して合計二九万四七一円を支払い、また、寢屋川警察署庁舎の損壊ガラスの改修費の半額一万五、六〇〇円を支払つて、異例ともいえる警察関係の被害者との間にそれぞれ示談が円満に成立していることなど反省悔悟の情が十分認められること、前科前歴がないことなどの事情を考慮すると、酌量減輕をしたうえ、被告人を懲役六年に処するのが相当である。

よつて主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 矢島好信 裁判官 山本久巳 裁判官 久米喜三郎）

別紙一覽表（一）

<記載内容は末尾1添付>

別紙一覽表（二）

<記載内容は末尾2添付>

別紙一覽表（三）

<記載内容は末尾3添付>